

令和5年度

建設部 建設課の方針書

組織名	建設部 建設課
所属長名	高橋 光紀

1. 組織の使命(ありたい姿)

暮らしを支え、地域をつなぐ社会基盤を整備・維持し、安全安心快適なまちづくり

2. 組織の抱える課題(現状)

- ◇老朽化する既存公共施設への計画的な取り組み
- ◇市道の維持管理の徹底
- ◇冬期間の安全で快適な市民生活の確保

3. 今年度の『スローガン』

将来にわたり、持続可能なインフラの確保に取り組もう

4. 今年度の方針

- ◇既存インフラの適正な点検・調査及び計画的な補修改修等による安全性・信頼性の確保
- ◇暮らしやすい安全安心快適な生活環境の確保
- ◇冬期における安全で安心な市民生活の確保

5. 今年度の重点取組項目

(1)	実現したい成果	既存インフラの適正な点検・調査及び計画的な補修改修等による安全性・信頼性の確保
	取組内容	◇橋りょうの適切な点検の実施 ◇幹線道路における路面性状調査および補修路線選定のローリング実施 ◇道路付属物設置箇所の把握 ◇法定外公共用財産等の適正な管理の遂行
(2)	実現したい成果	暮らしやすい安全安心快適な生活環境の確保
	取組内容	◇道路改良・舗装・橋りょう補修工事等の計画的な発注および適切な監督業務による出来形品質の向上 ◇雨水排水対策の確実な実施 ◇事業実施にともなう適切な用地取得 ◇秋田自動車道四車線化実現のための要望活動の着実な実施 ◇横手北スマートICの利用促進
(3)	実現したい成果	冬期における安全で安心な市民生活の確保
	取組内容	◇新たな雪捨場の稼働に向けた着実な準備 ◇道路の穴ぼこなどの異状の早期発見に努め、路面管理の強化 ◇横手市総合雪対策基本計画(第3期)の取組みを推進・検証するとともに第4期計画の策定

6. 方針に対する年度上期(4月～9月)の取組状況

- 既存インフラの適正な点検・調査及び計画的な補修改修等による安全性・信頼性の確保
 - ・橋梁点検については、業務を委託発注するとともに、職員による直営点検も実施中である
 - ・幹線道路における路面性状調査は、業務を委託発注し、実施中である
 - ・道路付属物(道路照明灯、標識板等)の調査は、実施できていない
 - ・法定外公共用財産等については、境界確認など適時行い、適正に管理している
- 暮らしやすい安全安心快適な生活環境の確保
 - ・各種工事については、発注計画に基づき実施している
 - ・雨水排水対策については、旭川地区、朝日が丘地区において、側溝改良工事を発注した
 - ・事業実施における用地取得等は適切に実施している
 - ・秋田自動車道四車線化促進に係る国等関係機関への要望活動は、8同盟会合同要望活動のほか、四車線化同盟会単独での要望活動を行った
なお、主催者として加わった高速道路整備促進秋田大会「高速道路ネットワークを利用した地域づくりフォーラムinあきた」は、7月の豪雨災害の影響で中止となっている
 - ・横手北スマートICの利用促進を図るためのチラシの作成を行っている
- 冬期における安全で安心な市民生活の確保
 - ・新たな雪捨場の今シーズンの稼働に向けて、用地買収を完了し、整備工事を実施している
 - ・横手市道路異状管理システムで寄せられる情報、定期的な道路パトロールなどにより、早期発見・補修に努めている
 - ・横手市総合雪対策基本計画(第4期)作成に向けて、第3期の取組みの検証を行っている

7. 年度下期(10月～3月)に向けた課題と取組方針【ギャップと対策】

- 既存インフラの適正な点検・調査及び計画的な補修改修等による安全性・信頼性の確保
 - ・橋梁点検を降雪前までに完了させる
- 暮らしやすい安全安心快適な生活環境の確保
 - ・秋田自動車道四車線化促進期成同盟会単独での秋季要望活動を行う
 - ・横手北スマートICの利用促進を図るためのチラシをサービスエリア、道の駅等においていただく予定である
- 冬期における安全で安心な市民生活の確保
 - ・雪対策連絡協議会を10月上旬に開催予定である

8. 総括(取組みの結果と成果、次年度に向けた課題【結果と成果】)

- 既存インフラの適正な点検・調査及び計画的な補修改修等による安全性・信頼性の確保
 - ・橋りょうの点検は、適切に実施し降雪前に完了させた
 - ・路面性状調査は適切に実施し、その結果をもとに補修計画のローリングを行い、来年度の舗装補修路線を選定した
 - ・道路付属物(道路照明灯、標識板等)の調査は、実施できなかった
 - ・法定外公共用財産等については、境界確認等を適時行い適正に管理を行った
- 暮らしやすい安全安心快適な生活環境の確保
 - ・諸事情により、不足日数を要した工事は次年度に繰り越すことになったが、ほとんどの工事は年度内に完成することができた
 - ・旭川地区、朝日が丘地区において、側溝改良工事を実施した
 - ・事業実施における用地取得は適正に実施した
 - ・秋田自動車道四車線化促進にかかる要望活動に関しては、予定していた国等関係機関へすべて対面で行うことができた。
 - ・横手北スマートICの利用促進を図るためにチラシを作成し、横手地域の一部(黒川・境町・旭地区)、十文字地域(植田・睦合地区を除く)、大雄地区全域の全戸に配布し、横手体育館、十文字道の駅にも設置した
- 冬期における安全で安心な市民生活の確保
 - ・新たな雪捨場は降雪前に完成し、稼働している
 - ・道路の「穴ぼこ」などの異状は、地域局における日常のパトロール、建設部で行った定期的なパトロールのほか、横手市道路異状管理システム等で寄せられる情報により、早期発見・補修に努めた
 - ・横手市総合雪対策基本計画(第4期)を作成した

建設部 都市計画課の方針書

組織名	建設部 都市計画課
所属長名	伊勢谷 篤

1. 組織の使命(ありたい姿)

魅力的な市街地の整備による、まちなか居住を推進します

2. 組織の抱える課題(現状)

- 市街地の拡大による行政コストの増加
- まちなか居住者の減少と少子高齢化に伴う中心市街地の空洞化と未活用インフラの増加
- 横手駅東口地区を核とした中心市街地の魅力向上化施策の推進

3. 今年度の『スローガン』

持続可能で魅力ある都市の再生を推進しよう！

4. 今年度の方針

- (1) 魅力あるまちづくりに向けた都市再生整備計画事業の推進と、うるおいのあるまちなみ形成
- (2) 持続可能で、しなやかなまちづくりのための都市基盤整備の推進
- (3) まちなか居住の推進に向けた市街地再開発事業の着実な推進

5. 今年度の重点取組項目

(1)	実現したい成果	魅力あるまちづくりに向けた都市再生整備計画事業の推進と、うるおいのあるまちなみ形成
	取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ◇都市再生整備計画事業に位置付けられた各事業の推進 ◇屋外広告物の更新と安全点検に関する指導強化 ◇都市施設・地域地区等土地利用施策の見直しに向けた取り組みの推進
(2)	実現したい成果	持続可能で、しなやかなまちづくりのための都市基盤整備の推進
	取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ◇三枚橋地区土地区画整理事業における清算事務の推進 ◇公園施設の計画的な更新のための長寿命化工事の推進 ◇大型公共施設整備に係る支援と他部署からの依頼工事の着実な実施
(3)	実現したい成果	まちなか居住の推進に向けた横手駅東口第二地区第一種市街地再開発事業の着実な推進
	取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ◇再開発組合への技術的助言と運営支援による第一種市街地再開発事業の着実な推進 ◇市補助金の適正支出と国・県補助金交付手続きの円滑化による、滞りのない事業進捗をバックアップ ◇JR横手駅周辺の既設都市機能との相互連携による中心市街地の魅力向上に向けた協力体制の構築

6. 方針に対する年度上期(4月～9月)の取組状況

(1)魅力あるまちづくりに向けた都市再生整備計画事業の推進と、うるおいのあるまちなみ形成

- ・駅東口周辺整備を進めている都市再生整備計画事業については、再開発事業のスケジュールが変更に伴い、周辺工事についても再調整が必要となっている。再開発組合との連絡を密にし、繰越なども視野に入れ事業進捗を図りたい。
- また、今年度予定しているA棟の取得について、完成予定時期が変更になることに伴い、議会説明・議決などのスケジュールについても関係各所と調整を図りながら進めていきたい。
- ・都市計画の見直しについて、国道13号横手北道路の整備に向けた都市計画決定手続きが県により進められており、市に対して意見照会がきており、回答するにあたっての市都市計画審議会を開催し、今後は県都市計画審議会を開催する予定。

(2)持続可能で、しなやかなまちづくりのための都市基盤整備の推進

- ・三枚橋地区土地区画整理事業については、清算金の徴収交付を行っており現在交付率99.7%徴収率98.85%(納期到来分)となっており、いずれも100%を目指して交渉を進めている。
- ・公園整備については、長寿命化工事の発注を終え現在施行中となっている。
- ・大型公共施設整備については、依頼工事でも現在造成工事を進めているほか、その他の依頼工事についても順調に発注を進めている。
- ・八幡根岸線(県施行事業)については、埋蔵文化財が発見されたことにより調査が必要となり事業期間が延伸となる見込みとなっている。取付市道の歩道整備についてアロケー分として県が施行する予定であったが、協議により建物補償を市が行うこととなっており、年度内契約を目指し交渉を進めている。

(3)まちなか居住の推進に向けた横手駅東口第二地区第一種市街地再開発事業の着実な推進

- ・B街区施設建築物新築工事において設計図書と異なる施工が行われ設計監理者に報告がなされていなかった事案が発覚し、設計図書通りに是正することとなり、事業の全体工程が遅延している。
- ・B街区の施工不良を受けA街区施設建築物新築工事でも工事を中断していたが、9月25日より現場作業が再開している。
- ・補助事業に関する協議を行い、二期計画を作成することで事業期間が延長しても事業継続できることを国より確認した。
- ・今年度補助事業は、実施計画変更(事業費減額)し来年度に新規申請するか事業繰越できることを国より確認した。

7. 年度下期(10月～3月)に向けた課題と取組方針【ギャップと対策】

(1)魅力あるまちづくりに向けた都市再生整備計画事業の推進と、うるおいのあるまちなみ形成

- ・都市再生整備計画事業については引き続き再開発事業との調整を図り事業進捗を図る。

(2)持続可能で、しなやかなまちづくりのための都市基盤整備の推進

- ・着実な工事進捗管理を行う。

(3)まちなか居住の推進に向けた横手駅東口第二地区第一種市街地再開発事業の着実な推進

- ・今後とも再開発組合との情報共有を図り事業継続による当初目的であるまちなか居住の推進を目指す。

8. 総括(取組みの結果と成果、次年度に向けた課題【結果と成果】)

(1)魅力あるまちづくりに向けた都市再生整備計画事業の推進と、うるおいのあるまちなみ形成

- ・駅東口周辺整備を進めている都市再生整備計画事業については、再開発事業における施工ミスにより大幅なスケジュール変更があったが、事業間調整を行い事業繰越などにより事業進捗を図ることとした。
- また、今年度予定していたA棟の取得について、完成予定時期が変更になったが今年度中に契約し、令和6年7月の引き渡しを行う予定で3月定例会に議案上程し手続きを進めている。
- ・都市計画の見直しについて、国道13号横手北道路の整備に向けた都市計画決定に関して、県からの意見照会に対して回答するにあたり都市計画審議会を開催し、承認を得て県へ回答した。また、東部環境保全センターの廃止案件についても審議会を開催し、可とする意見をいただいた。

(2)持続可能で、しなやかなまちづくりのための都市基盤整備の推進

- ・三枚橋地区土地区画整理事業については、清算金の徴収交付を行っており交付についてはほぼ交付済みとなっているが、2月15日時点では3名分が未払いとなっており、関係機関と協議しながら法的な手続き(供託など)を進めている。徴収に関しては完納となっている。
- ・公園整備については、長寿命化工事は2件ともに完了し、交付金の残額については繰越工事とし全額執行することとした。
- ・大型公共施設整備に係る依頼工事については造成工事を完了している。
- ・八幡根岸線(県施行事業)については、埋蔵文化財が発見されたことにより調査が必要となり事業期間が延伸となった。取付市道の歩道整備についてアロケー分として、協議により建物補償を市が行うこととなっており、年度内契約を行った。

(3)まちなか居住の推進に向けた横手駅東口第二地区第一種市街地再開発事業の着実な推進

- ・B街区施設建築物新築工事において発覚した施工不良については、是正計画書に沿った是正が進められている。
- ・A街区においても約5か月の工事遅延が発生したが、令和6年7月の建物完成・引き渡しに向けて建築工事が進んでいる。
- ・国県との情報共有・連携を密に行い、今年度申請済みの補助事業については令和6年度に明許繰越し事業実施することとした。また、6年度以降の補助事業については、事業期間を延長した計画を作成し事業が滞りなく継続できるように対処した。

建設部 建築住宅課の方針書

組織名	建設部 建築住宅課
所属長名	山石 均

1. 組織の使命(ありたい姿)

だれもがいきいきと住み続けられる、安全安心な雪国よこての住まいと暮らしづくり

2. 組織の抱える課題(現状)

- ◇ 雪国よこてにおける住まいの質の向上に向けた改修の取組み
- ◇ 木造住宅の耐震性の向上のための改修・改築の促進
- ◇ 老朽化する市有建築物の計画的な取組み
- ◇ 市営住宅等の長寿命化計画に基づく改修と用途廃止の取組み
- ◇ 住宅確保要配慮者(低所得者、高齢者、子育て世帯、障がい者など)の居住の安定化

3. 今年度の『スローガン』

住んでみたい・住んでいたい住まいと暮らしの実現に取り組もう！

4. 今年度の方針

- ◇ 人口減少の緩和に向け安全安心で快適な住環境対策の促進
- ◇ 市有建築物の適切な維持管理・営繕工事等の実施
- ◇ 住生活基本計画に基づいた住宅確保要配慮者への入居支援

5. 今年度の重点取組項目

(1)	実現したい成果	人口減少の緩和に向け安全安心で快適な住環境対策の促進
	取組内容	◇雪国よこて安全安心住宅普及促進事業の継続実施による住宅の雪対策、バリアフリー化、省エネ・断熱化、防災・減災対策への助成 ◇木造住宅の耐震診断・改修等の普及促進による安全な住まいづくりへの支援
(2)	実現したい成果	市有建築物の適切な維持管理・営繕工事等の実施
	取組内容	◇長寿命化計画に基づく市営住宅等の改修、用途廃止計画の具体的な実施 ◇大型公共施設整備に係る着実な技術支援の実施 ◇横手市財産経営推進計画等に基づく営繕工事等の計画的な発注及び品質向上への支援 ◇防災拠点等の耐震診断・耐震改修に向けた継続協議
(3)	実現したい成果	住生活基本計画に基づいた住宅確保要配慮者への入居支援
	取組内容	◇指定管理者と協同による市営住宅等の適切な管理運営 ◇住宅確保要配慮者と民間賃貸住宅とのマッチング、需要の確認、居住支援サービスの内容・体制検討、福祉事業者・不動産事業者・行政の連携体制の促進

6. 方針に対する年度上期(4月～9月)の取組状況

- (1) 人口減少の緩和に向け安全安心で快適な住環境対策の促進
 - ・ 雪国よこて安全安心住宅普及促進事業については、昨年同様の4月中旬から補助申請の受付を開始した。9月末現在、97件の申請があり、安全で快適な住環境整備に貢献している。
 - ・ 木造住宅の耐震診断、耐震改修等については、市民の皆様の関心が徐々に高まってきており、9月末現在診断は8件、改築補助は3件の申請となっている。
- (2) 市有建築物の適切な維持管理・営繕工事等の実施
 - ・ 市営住宅等の改修工事・他課依頼の大型の営繕工事については、計画的に発注し品質向上を目指して工事監理をしている。
 - ・ 老朽化が著しい市営住宅の用途廃止に向け、個別相談を行い、年度内に1件の住替えをする予定である。
 - ・ 防災拠点等の耐震診断・耐震改修に向けて、秋季の防災週間に合わせ各施設管理者・関係各課と情報共有し、継続協議を行っている。また、耐震化に向け予算要求の支援を行っている。
- (3) 住生活基本計画に基づいた住宅確保要配慮者への入居支援
 - ・ 市営住宅等の指定管理については、より良い管理を目指して月1回運営協議会を開催し、入居者の利便性の向上に向け協議し、適切な管理運営を行っている。
 - ・ 6月上旬には、東北管区行政評価局と公営住宅等の現状・課題、住宅確保要配慮者への市の連携、居住支援協議会の活動状況などの情報提供を行った。
また、同月中旬には、市居住支援協議会等情報交換会開催要項に基づき、東北大学 藤田教授より「居住支援の動向について」と題した講演があり、居住支援協議会会員相互の知識の底上げを図ることができた。

7. 年度下期(10月～3月)に向けた課題と取組方針【ギャップと対策】

- (1) 人口減少の緩和に向け安全安心で快適な住環境対策の促進
 - ・ 引続き雪国よこて安全安心住宅普及促進事業の推進を図るために、市民や施工業者へ周知するとともに、次年度の補助項目の見直しを含め対応を検討する。
 - ・ 耐震診断の市民の皆様の関心が徐々に高まってきており、ここ数年診断件数が伸びている。年度をまたいだ耐震改築に向け、確実なフォローアップにより安全な住宅の促進を図る。
- (2) 市有建築物の適切な維持管理・営繕工事等の実施
 - ・ 老朽化が著しい市営住宅の用途廃止に向け、個別相談を行い、住替えの促進をする。
 - ・ 防災拠点等の耐震診断・耐震改修の予算化に向けて、施設管理者、関係各課と方針の整合を図り、継続協議を行う。
- (3) 住生活基本計画に基づいた住宅確保要配慮者への入居支援
 - ・ 市営住宅等の管理運営がスムーズに進むよう、指定管理者と綿密な協議を継続する。
 - ・ 市の住宅セーフティネットの構築に向けて、引続き理解促進のため居住支援協議会総会及び研修会を開催し、情報交換を図る。

8. 総括(取組みの結果と成果、次年度に向けた課題【結果と成果】)

- (1) 人口減少の緩和に向け安全安心で快適な住環境対策の促進
 - ・ 雪国よこて安全安心住宅普及促進事業については、120件補助を行い、安全で快適に暮らせる住環境の整備に貢献している。
年々気温が上昇しており異常気象と言われるためか、省エネルギー・断熱化のための改修工事の増加が伺える。次年度以降は雪対策・バリアフリー化についてもPRを継続実施し関心を高め申請実績を伸ばす。
 - ・ 木造住宅の耐震関係については、診断8件、改築補助3件の実績になった。耐震改修等については診断件数の8件のうち、次年度で改修・改築をする物件数の増加を目指し、診断対象者へ継続し啓蒙を行う必要がある。
- (2) 市有建築物の適切な維持管理・営繕工事等の実施
 - ・ 市営住宅等の改修工事については、長寿命化計画に基づき計画的に発注・工事監理し予定どおりに進捗した。
 - ・ 老朽化が著しい山道住宅の一部解体に向けた条例改正の他、当初予算に解体費を計上した。
 - ・ 防災拠点等の耐震診断・耐震改修については、次年度も具体的なスケジュール化を目指して継続して協議を行い、引続き耐震化に向けた予算要求の支援を続けて行く。
- (3) 住生活基本計画に基づいた住宅確保要配慮者への入居支援
 - ・ 市営住宅等の指定管理については、月1回運営協議会を開催し、綿密な協議をしながらより良い管理を目指して適切な管理運営を行った。
 - ・ 市の住宅セーフティネットの構築に向け、県や関係機関等の居住支援に関する情報を協議会会員あてに共有した。
また、次年度も継続して居住支援団体・不動産関係団体・行政の連携を促進し、課題の共有を図るとともに、相談窓口の一本化とサービス内容の検討を進め、居住支援法人の設立・指定に向けた協議が必要となる。